

経費請求手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「財団」という。）は、平成29年3月まで、大阪府の公の施設である大阪府立中河内救命救急センター（以下「中河内C」という。）の指定管理者として施設の管理運営を行っていた。この指定管理料の算定にあたっては、救命救急センター事業は患者の有無にかかわらず24時間365日の受入体制を整備する必要があることから人件費等の固定経費が収入額を上回りやすいという特性を有することを踏まえ、次の式により算出することとされていた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>委託料＝施設の管理運営に要する人件費※その他の経費－利用料金収入等 ※人件費には、研修、人事評価、給与支払事務等の雇用管理に係る関連経費を含む</p> </div> <p>しかし、財団は、中河内Cの雇用管理に係る関連経費である地位確認等請求事件※の弁護士着手金（540,000円）について、全額府に負担を求めるべきところを合理的理由なく共通経費に関する按分比率（68：32）を用い、一部（172,800円）を委託料に計上することなく財団の自主事業会計から負担していた。なお、解決金及び弁護士報酬（計5,120,864円）については、府に負担を求めている。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※参考 中河内C配属であった臨床検査技師A（当時60歳）が、財団が平成27年度末に再雇用契約を締結しなかったことを不服とし再雇用を求めて提訴したもので、平成29年11月和解が成立した。</p> </div>	<p>本件について、府と財団の費用負担が適切なものとなるよう必要な措置を講じられたい。</p>	<p>府と財団の費用負担について、両者で協議を行い（平成31年3月26日付け府承認）、当該費用（172,800円）を府が負担することとなった。本協議に基づき、同月29日付けで、府から財団への納付が完了した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成30年10月9日から同月10日まで）